

第2期

栗山町国土強靱化 地域計画

[令和 7 年度～令和 12 年度]

令和 7 年 3 月
栗山町

【目 次】

第1章 計画策定の趣旨及び位置付け

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 地域防災計画と強靱化計画	3

第2章 栗山町強靱化の基本的考え方

1 栗山町強靱化の目標	4
2 本計画の対象とするリスク	5

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	12
2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	13
【道のリスクシナリオや現行計画策定後に得られた知見を踏まえた見直し】	13
【リスクシナリオ19の「起きてはならない最悪の事態」】	14
3 評価の実施手順	14
4 評価結果	15

第4章 栗山町強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方	30
2 施策推進の指標となる目標値の設定	30
3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	30
【栗山町強靱化のための施策プログラム一覧】	31

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等	49
2 計画の推進方法	49

【別表1】 栗山町強靱化のための推進事業一覧	50
【別表2】 国土強靱化関係補助金・交付金事業一覧	53
【参考1】 用語の説明	56

第1章 計画策定の趣旨及び位置付け

1 計画策定の趣旨

(1) これまでの経過

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じて、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

こうした中、国においては、災害により致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を推進するため、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきたところであり、基本法の施行後5年となる平成30年12月及び施行後10年となる令和5年7月に、国において基本計画の見直しが行われた。

また、北海道においても、国民生活や国全体の経済活動に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害のリスク軽減に向け、北海道として貢献していくための取り組みを推進するとともに、北海道における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年3月に「北海道強靱化計画」（以下、「道計画」という。）が策定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備され、策定から5年が経過した令和2年3月には道計画の見直しが行われている。

この間、本町では、東日本大震災や平成28年豪雨災害、平成30年北海道胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「栗山町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組強化を進めてきたところである。

大規模自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、栗山町強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取り組みを更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、基本計画及び道計画と調和した取り組みを進めるとともに、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「栗山町国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」という。）を改定するものである。

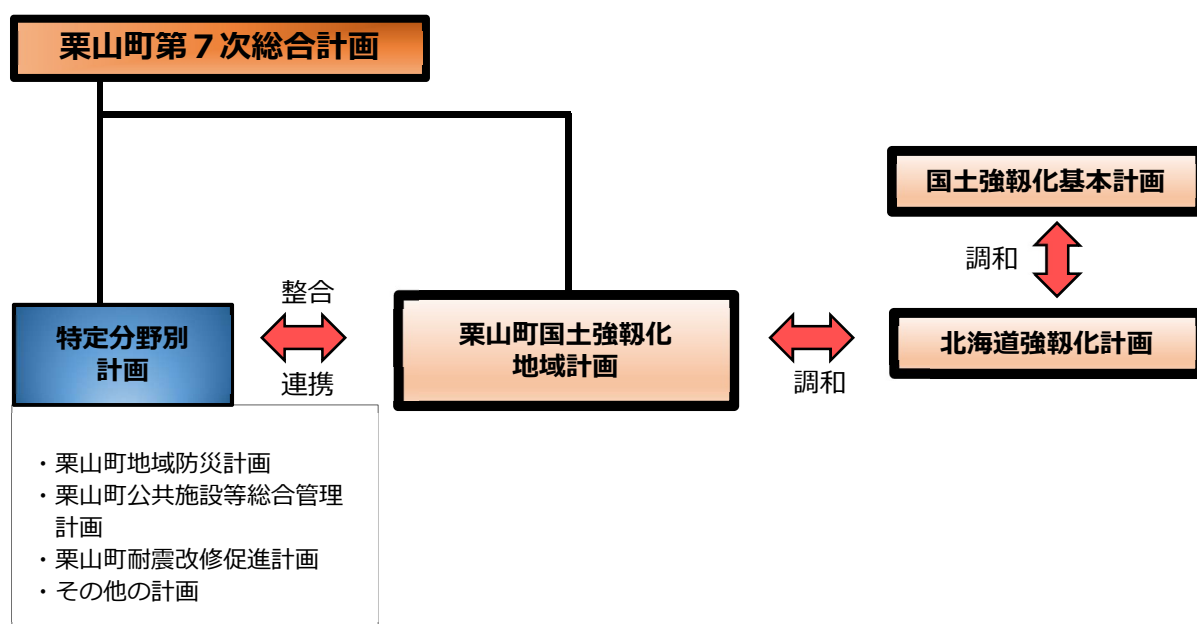
（２）栗山町の強靱化を取り巻く状況

全国を上回るスピードで人口減少や少子高齢化が進む中で、気候変動の影響による将来の降水量の増加、本町を縦断する石狩低地東縁断層帯主部や高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、大規模な地震、豪雨・豪雪など依然として存在する様々な自然災害リスクとともに、避難施設における新興感染症のまん延や生活環境の悪化による災害関連死の増加など新たなリスクも注目されており、これらの克服に向けたインフラの強靱化・老朽化対策に危機感を持って取り組む必要がある。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものとして位置付けられている。

このため、「栗山町第7次総合計画」や特定分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する施策について、中長期的な視点に立って一体的に推進するものである。



3 地域防災計画と強靱化計画

本町における災害への取り組みについて定めた計画として、地震や洪水など災害の種類ごとに防災に関する業務等を定め、災害対策を実施するうえでの予防や発災後の応急対策、復旧等に視点をおいた「栗山町地域防災計画」がある。

これに対して本計画は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となっている。

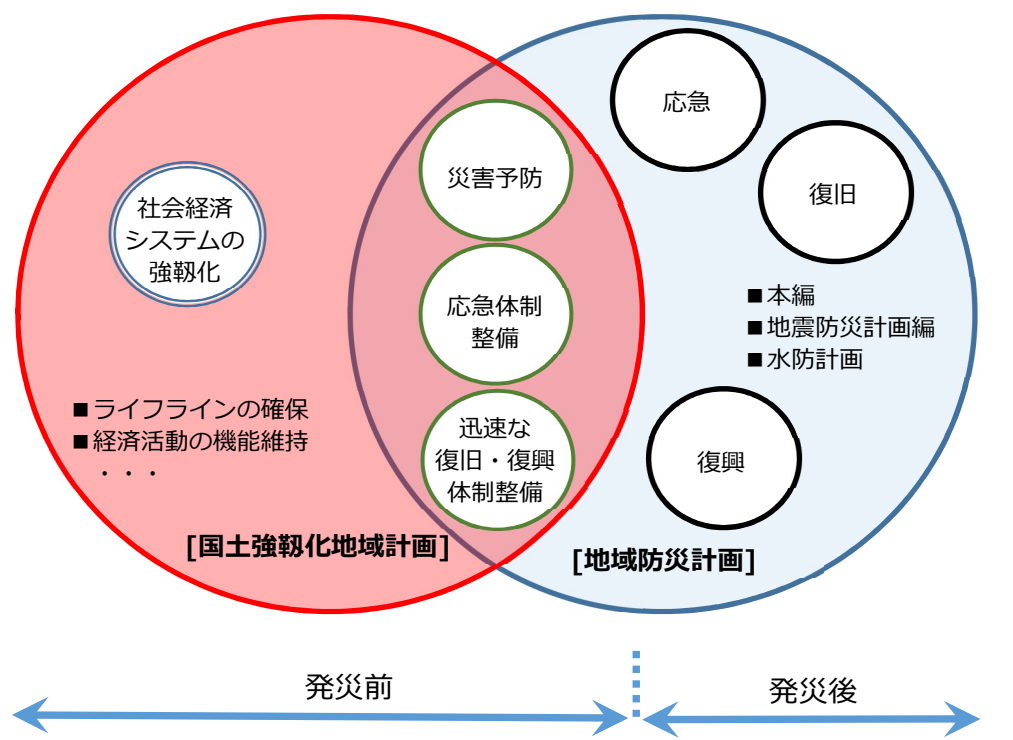
両計画は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めている。

国土強靱化地域計画

あらゆる大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取り組みとして取りまとめるもの。

地域防災計画

地震や洪水等の「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもの。



第2章 栗山町強靱化の基本的考え方

1 栗山町強靱化の目標

栗山町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルとして、首都圏などから離れていることや交通アクセスの良さといった地理的優位性と、基幹産業である農業による食料の安定供給といった「強み」を活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、栗山町強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取り組みである。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、持続的成長につながるものでなければならない。

栗山町強靱化は、こうした見地から国家的な課題として、国、北海道、町、民間事業者等がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。

以上の考え方を踏まえ、栗山町強靱化を進めるに当たっては、基本計画に掲げる「人命の保護が最大限図られること」、「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」、「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」の4つの基本目標や、道計画に掲げる「大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る」、「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」、「北海道の持続的成長を促進する」の3つの目標に配意しつつ、まちの将来像である「誰もが笑顔で、安心して暮らすまち」の実現に向け、次の3つを目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

栗山町強靱化の基本目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と栗山町の社会経済システムを守る
- (2) 栗山町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 安心して暮らせる地域づくりを推進する

2 本計画の対象とするリスク

本計画の対象とするリスクは、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることを踏まえ、大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命・財産と栗山町の社会経済システムを守る」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される大規模自然災害全般とし、更に、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、本町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な大規模自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を、次のとおり提示する。

2－1 過去に町内で発生した大規模自然災害

発生年月日	種 別	主な被害状況
昭和 7 年 9 月 5 日	風雨	集中豪雨による被害 床上浸水 78 戸 床下浸水 260 戸 道路浸水・決壊 24 カ所 橋梁破損・流失 21 カ所 農作物被害 4,197ha 被害額 430 万円
昭和 8 年 8 月 7 日	風雨	集中豪雨による被害 床上浸水 184 戸 床下浸水 162 戸土砂決壊・流入 73ha 道路浸水・決壊 7 カ所 橋梁破損・流失 3 カ所
昭和 18 年 9 月 12 日	風雨	集中豪雨による被害 橋梁破損・流失 27 カ所
昭和 22 年 9 月 16 日	風雨	集中豪雨による被害 死者 1 人 床上浸水 147 戸 床下浸水 262 戸 農地冠水 1,052ha 道路浸水・決壊 14 カ所 橋梁破損・流失 26 カ所
昭和 27 年 3 月 4 日	地震	十勝沖地震による被害 負傷者 1 人 煙突倒壊 75 戸 家屋倒壊破損 5 戸 電線切断 3 カ所 ガラス破損 148 戸

発生年月日	種 別	主な被害状況
昭和 29 年 9 月 26 日	台風	台風 15 号による被害 家屋全・半壊 50 戸 農作物・立木の風倒 煙突・電柱倒壊 被害額 2 億円
昭和 31 年	凶冷	冷害による農作物被害 減収被害額 4 億 1 千万円
昭和 33 年 7 月 24 日	台風	台風 11 号による被害 床上浸水 37 戸 床下浸水 244 戸 河川決壊 13 カ所 道路決壊 4 カ所 橋梁破損 3 カ所 建物半壊 4 戸 畑流失 6ha 農地冠水 514ha 被害額 5 千万円
昭和 34 年 9 月 6 日	台風	台風 14 号による被害 農作物被害 193ha 住宅小破 1 戸 建物全壊 7 戸 被害額 955 万円
昭和 36 年 7 月 25 日	風雨	集中豪雨による被害 夕張川及び各支流河川氾濫 床上浸水 154 戸 床下浸水 573 戸 家屋半壊 2 戸 非住宅 664 戸 土砂流失・流入 100ha 冠水・浸水 5,015ha 道路決壊 32 カ所 橋梁破損・流失 44 カ所 角田礦水道破損給水 3 日 農業用灌排施設決潰 2 カ所 堤防決壊 39 カ所 農作物被害 1 億 7,835 万円
昭和 37 年 8 月 4 日・10 日	台風	台風 9 号及び 10 号 夕張鉄道復旧へ災害救助法適用による被害 床上浸水 279 戸 床下浸水 826 戸 流失家屋 1 戸 半壊 1 戸 被害額 6 億 1,571 万円
昭和 39 年	凶冷	冷害による農作物被害 減収被害額 5 億 7,785 万円
昭和 40 年 9 月 10 日	台風	台風 23 号による被害 農用地浸水 2,021ha 被害額 7,293 万円

発生年月日	種 別	主な被害状況
昭和 41 年 8 月 20 日	台風	台風 26 号による被害 床上浸水 52 戸 床下浸水 419 戸 住宅全壊 1 戸 半壊 2 戸 流失 2 戸 農作物被害 1, 824ha 土木災害 160 カ所 被害額 2 億 237 万円
昭和 50 年 8 月 23 日	台風	台風 6 号による被害 床上浸水 11 戸 農地冠水 545ha 道路河川決壊 18 カ所 農業施設 3 カ所 地すべり 3 カ所
昭和 56 年 8 月 3 日～6 日	風雨	集中豪雨による被害 床上浸水 25 戸 床下浸水 141 戸（降水量 447mm） 道路破損 90 カ所 橋梁損壊 1 カ所 河川損壊 41 カ所 崖くずれ 5 カ所 田畑の被害 1, 290ha 上水道導水管流失 18m 被害額 22 億 6 千万円
昭和 60 年 9 月 1 日	台風	台風 13 号による被害 河川決壊 4 カ所 道路決壊 4 カ所 農作物被害 150ha 被害額 5, 729 万円
昭和 62 年 8 月 26 日	風雨	集中豪雨による被害 河川決壊 25 カ所 道路決壊 4 カ所 農作物被害 29ha 農業用施設 3 カ所 被害額 1 億 3, 240 万円
昭和 62 年 9 月 1 日	台風	台風 13 号による被害 家屋一部損壊 2 戸 農作物被害 200ha 社会教育施設一部損壊 1 戸 自治会集会所一部破損 1 戸 被害額 1, 543 万円
昭和 63 年 9 月 22 日	降雹	雹による被害 農作物被害 525ha 被害額 4, 053 万円
平成 3 年 3 月 7 日	暴風雪	暴風雪による被害 農作物被害 181ha 営農施設破損 119 件 被害額 1 億 9, 100 万円

発生年月日	種 別	主な被害状況
平成 4 年 9 月 1 日	風雨	集中豪雨による被害 河川決壊 4 カ所 道路決壊 2 カ所 林道決壊 2 カ所 農作物被害 2ha 被害額 5,318 万円
平成 6 年 5 月 27 日	風雨	集中豪雨による被害 河川決壊 8 カ所 道路決壊 1 カ所 林道決壊 2 カ所 農作物被害 21ha 営農施設被害 6 カ所 被害額 9,229 万円
平成 6 年 8 月 31 日	風雨	集中豪雨による被害 床下浸水 1 戸 河川決壊 2 カ所 被害額 3,400 万円
平成 9 年 8 月 10 日	風雨	集中豪雨による被害 床上浸水 2 戸 河川決壊 6 カ所 道路決壊 1 カ所 橋梁破損 1 カ所 林道決壊 1 カ所 農作物被害 72ha 農業施設破損 2 カ所 被害額 9,808 万円
平成 10 年 8 月 28 日	風雨	集中豪雨による被害 農作物被害 12ha 農業用施設被害 3 カ所 被害額 6,000 万円
平成 10 年 9 月 9 日	風雨	集中豪雨による被害 床上浸水 4 戸 床下浸水 29 戸 河川決壊 4 カ所 道路決壊 3 カ所 公営住宅一部破損 2 棟 農作物被害 20ha 被害額 1 億 5,591 万円
平成 12 年 4 月 10 日	風雨	集中豪雨による被害 河川決壊 6 カ所 林道決壊 3 カ所 農業用施設被害 6 カ所 営農施設被害 100 カ所 被害額 1 億 3,060 万円
平成 12 年 5 月 13 日	風雨	集中豪雨による被害 床下浸水 1 戸 河川決壊 2 カ所 道路決壊 1 カ所 農作物被害 20ha 被害額 3,950 万円

発生年月日	種 別	主な被害状況
平成 12 年 7 月 25 日	風雨	集中豪雨による被害 床下浸水 3 戸 河川決壊 6 カ所 道路決壊 4 カ所 林道決壊 3 カ所 農作物被害 27ha 被害額 5,504 万円
平成 13 年 9 月 11 日	台風	台風 15 号による被害 床下浸水 1 戸 河川決壊 7 カ所 道路決壊 10 カ所 林道決壊 1 カ所 農作物被害 173ha 農業用施設被害 8 カ所 被害額 2 億 4,116 万円
平成 15 年 9 月 26 日	地震	十勝沖地震による被害 継立中学校校舎外壁剥離 水道管破損 27 カ所 ホームタンク倒壊 1 カ所
平成 16 年 9 月 8 日	台風	台風 18 号による被害 住居一部破損 30 戸 非住家被害 14 戸 農作物被害 2,720ha 営農施設被害 1,130 カ所 林業被害 48ha 社会教育施設一部破損 9 カ所 被害額 2 億 6,709 万円
平成 23 年 1 月 17 日	大雪	降雪による被害 ビニールハウス全壊 27 棟 ビニールハウス半壊 18 棟 家屋一部損壊 20 棟 被害額 6,870 万円
平成 24 年 3 月 15 日	大雪	降雪による被害 ビニールハウス全壊 13 棟 ビニールハウス半壊 20 棟 エゾシカ防護柵 40 k m破損 被害額 8,259 万円
平成 28 年 8 月 17 日～23 日	台風	台風 7 号、9 号、11 号による被害 床下浸水 1 戸 林道決壊 1 カ所 河岸崩壊 3 カ所 道路決壊 13 カ所 排水路閉塞 2 カ所 被害額 4,475 万円
平成 30 年 7 月 4 日～5 日	大雨	集中豪雨による被害 道路や農道の法面崩壊など 4 カ所、農地の法面の崩れ 8 カ所

発生年月日	種 別	主な被害状況
平成 30 年 9 月 5 日	台風	台風 21 号による被害 公共施設の倒木など 35 施設 道路や林道、河川の倒木など 33 カ所 町有林や民有林の倒木など 4.11ha 墓石倒壊など 4 カ所 ビニールハウスの被覆被害や倒壊など 277 件 町内小中学校の倒木など 4 校 福祉・保健施設の倒木など 6 施設 町内で最大 430 戸の停電 住宅等の一部損壊 7 件 被害額 3,235 万円
平成 30 年 9 月 6 日	地震	北海道胆振東部地震 災害救助法適用による被害 負傷者 1 人 公共施設のひび割れなど 20 カ所 道路の陥没や河川の護岸崩壊など 13 カ所 合併処理浄化槽の破損など 30 カ所 町内学校の外壁の破損など 5 校 全町でブラックアウトによる停電（9 月 7 日まで） 住宅等の一部損壊 14 件 被害額 2 億 1,697 万円

2-2 栗山町における主な大規模自然災害リスク

(1) 地震

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震
 - ・十勝沖から択捉島沖における 30 年以内に M 8.8 程度以上の地震発生確率は、7～40% 程度（2024 年 1 月地震調査研究推進本部長期評価）
 - ・根室沖における 30 年以内に M 7.8～8.5 程度の地震発生確率は、80 % 程度（同上）
 - ・最大クラスの津波が発生した場合、想定される沿岸最大水位は 26.5m（2021 年 7 月北海道太平洋沿岸津波浸水想定）
 - ・被害想定（2022 年 3 月日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討 WG）
 - 日本海溝モデル…全壊棟数 22.0 万棟、死者数約 19.9 万人、
負傷者数約 2.2 万人、要救助者数約 6.9 万人、
経済的被害額約 31.3 兆円
 - 千島海溝モデル…全壊棟数 8.4 万棟、死者数約 10.0 万人、
負傷者数約 1.0 万人、要救助者数約 4.1 万人、
経済的被害額約 16.7 兆円
- 内陸型地震（2024 年地震調査研究推進本部 HP）
 - ・道内の主要活断層は 13 箇所
 - ・黒松内低地断層帯 M7.3 程度以上、30 年以内に 2%～5%以下
 - ・サロベツ断層帯 M7.6 程度、30 年以内に 4%以下

(2) 豪雨／暴風雨

- 過去 30 年の台風接近数は、北海道では年平均 1.9 個（全国平均約 11.7 個）と比較的少ないが、これまでも昭和 56 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生している。
- 将来の降雨の変化等に関する評価（2021 年 4 月気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会）
 - ・ 現在気候（1951～2010 年）と将来気候（2081-2100 年）の降雨量変化倍率が全国平均に比べ 高いとの予測
 - 気候変動シナリオ（2℃上昇時）…北海道 1.15 倍 その他地域 1.10 倍
 - 気候変動シナリオ（4℃上昇時）…北海道 1.40 倍 その他地域 1.20 倍

(3) 豪雪／暴風雪

- 寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生している。
- 平成 25 年（2013 年）には、道東を中心とした暴風雪により、9 人の死者が発生

2-3 栗山町外における主な大規模自然災害リスク

(1) 首都直下地震

- （発生確率）M7 クラス、30 年以内に 70%
- （被害想定）死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、
建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県

(2) 南海トラフ地震

- （発生確率）M8～M9 クラス、30 年以内に 70～80%程度
- （被害想定）死者 23.1 万人、負傷者 52.5 万人、避難者 880 万人、
建物全壊 209.4 万棟、経済被害 213.7 兆円、
被災範囲 40 都府県（関東、北陸以西）

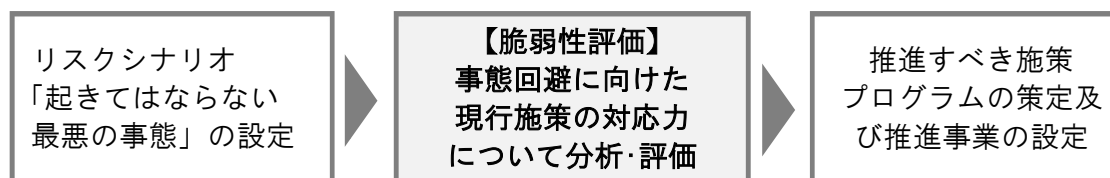
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画や道計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町としても、本計画に掲げる栗山町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、次の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- 過去に町内で発生した大規模自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される大規模自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画や道計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、6つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【道のリスクシナリオや現行計画策定後に得られた知見を踏まえた見直し】

追加したリスク	リスクシナリオ
ため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	1－3
大規模な自然災害と感染症の同時発生	2－2
避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な生活環境がもたらす災害関連死の発生	2－4
警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱	3－1
町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響	4－2
国民生活・社会経済活動への甚大な影響	4－3
生態系等の被害に伴う多面的機能の低下	4－4
通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶	5－1
上下水道施設の長期間にわたる機能停止	5－3
多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	5－4
事前復興ビジョン地域合意の欠如	6－1
地域コミュニティの機能低下	6－2

【リスクシナリオ 19 の「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害・火山噴火や火山噴出物による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域的な洪水やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保	2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生
		2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下や警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱
4	経済活動の機能維持	4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		4-2 町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響
		4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保	5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶
		5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
6	迅速な復旧・復興等	6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

3 評価の実施手順

前項で定めた 19 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

6つのカテゴリーごとに取りまとめた脆弱性評価の結果を、次のとおり提示する。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（住宅、建築物等の耐震化）

- 住宅・建築物等の耐震化率は、約7割（R6）と一定の進捗がみられるものの、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支線制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 学校施設、社会福祉施設、社会体育施設等の不特定多数が集まる耐震改修促進法で指定された施設の耐震化はすでに完了しているが、これらの施設は、災害時に避難場所として利用されることから、施設の安全性に特に留意する必要がある。

（建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物の老朽化対策は、平成29年3月に策定した「栗山町公共施設等総合管理計画」において、本町の公共施設等の管理に関する基本方針等を定め、定期的な点検等により適切な維持管理・修繕を行い、施設の長寿命化を図ることとしているが、現在、「栗山町公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画の作成作業を進めているところであり、計画に基づきトータルコストの平準化を図りながら、計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。
- 現在、本町には88棟715戸の公営住宅があるが、そのうち18.2%の130戸が耐用年数を経過しており、令和2年3月に策定した「栗山町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な建替えを実施する必要がある。
- 現在、本町には約280戸の空き家があるが、平成28年2月に策定した「栗山町空き家等対策計画」に基づく対策を促進する必要がある。

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。
- 橋梁等の定期的な点検と計画的な修繕を行う必要がある。

（地盤等の情報共有）

- 大地震による道路の液状化のリスクなど、国の重なるハザードマップなどを活用し町民へ周知する必要がある。

（防火対策・火災予防）

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や危険物施設の安全確保等に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- 住宅の耐震化率 70% (R6)
- 多数の者が利用する建築物の耐震化率 90% (R6)
- 特定空家の認定件数 13 件 (R6)
- 特定空家の除去件数 6 件 (R6)
- 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況 28 カ所 (R6)
- 指定避難所の非常用自家発電設備の整備率 44% (R6)
- 福祉避難所の確保状況 4 カ所 (R6)

1-2 土砂災害・火山噴火による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備等）

- 土砂災害警戒区域は 40 カ所、特別警戒区域は 10 カ所が指定されている。土砂災害による被害の発生に備え、北海道など関係機関と連携した急傾斜地の対策などを進める必要がある。
- 土砂災害ハザードマップの作成や防災ガイドブックによる情報発信など、一定の警戒避難体制は整備しているものの、更なる警戒避難体制を強化する必要がある。
- 本町は、「北海道地域防災計画」における「火山周辺市町村」には該当しないが、大規模な火山噴火に伴う降灰に対して警戒する必要がある。

【指標（現状値）】

- 土砂災害警戒区域 40 カ所 (R6)
- 土砂災害特別警戒区域 10 カ所 (R6)
- 土砂災害ハザードマップの公表 公表済 (R6)

1-3 突発的又は広域的な洪水やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（洪水ハザードマップ等の作成）

- 洪水浸水想定区域図に基づき作成した「洪水ハザードマップ」を活用し、町民への周知の徹底や防災訓練等を実施していく必要がある。
- 災害発生時に速やかな避難等が行えるよう、各地域や防災関係機関・団体との協議・調整を行いながら、本町の実情を踏まえたタイムラインの作成を進めていく必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 河道の掘削、築堤の整備等の治水対策について、近年の浸水被害の状況を勘案して一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。また、町河川は「緊急浚渫推進事業計画」に基づき、適切な維持管理を推進する必要がある。
- 樋門・樋管等の河川管理施設は、施設を適切に維持管理する必要がある。
- ゲリラ豪雨等の大雨による浸水被害を軽減するため、雨水管渠等の下水道施設の整備を進める必要がある。

（ダム防災対策）

- 大雨発生時における栗山ダムの治水効果を発揮するため、ダム施設を適切に維持管理する必要がある。

（ため池の防災対策）

- 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害を防止するため、ため池の点検・診断結果に基づく必要な対策を推進するとともに、「ため池ハザードマップ」の町民周知を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- 洪水ハザードマップの公表 公表済（R6）
- 栗山版タイムラインの作成 未実施（R6）
- 町河川浚渫事業実施件数 3件（R6）
- ため池の点検・診断の実施割合 67%（R6）
- ため池のハザードマップの策定 策定済（H30）

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制）

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応について、平時からの意識啓発を推進する必要がある。

（防雪施設の整備）

- 気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、必要に応じて整備を進めていく必要がある。

（除排雪体制の確保）

- 豪雪等の異常気象時においては、各道路管理者（国・道・町）による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努める必要がある。
- 除排雪機械の計画的な整備、更新を行うとともに、除雪組合と連携し、安定的な除排雪体制を維持、強化する必要がある。

（高齢者世帯等に対する支援）

- 高齢者や障がい者のみの世帯における冬期間の除雪について、継続して支援する必要がある。

【指標（現状値）】

- 人にやさしい「愛らぶ」活動事業実施件数 69 件（R5）
- 高齢者除雪サービス事業実施件数 211 件（R5）
- 障がい者除雪サービス事業実施件数 0 件（R5）

2. 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

（関係行政機関の連携体制整備）

- 「栗山町地域防災計画」に基づく防災総合訓練などを通じ、消防、警察、自衛隊など関係行政機関の連携を図っており、今後も、関係行政機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

（救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備）

- 消防の災害対応能力強化のため、情報基盤や災害用資機材の整備や、消防団の装備の充実を促進する必要がある。

（消防団活動の促進）

- 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、本町では団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。

（防疫対策）

- 災害発生時における感染症の発生や拡大を防ぐため、救急隊員等の防疫対策を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- 総合防災訓練の実施件数 年1回（R6）
- 消防団員数 127 人（R6）
- 消防訓練参加者数（現地教育訓練、演習、機関員訓練） 延 1,426 人（R6）
- 消防車両の配備状況（消防車、高規格救急車） 計 14 台（R6）
- 災害用資機材整備計画 未策定（R6）
- 5 種混合ワクチン接種
（麻しん、風しん、水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎） 22 人（R6）

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

（防疫対策）

- 災害発生時における感染症の発生や拡大を防ぐため、消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する必要がある。

（避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、保健医療サービスの提供や衛生的な生活環境の維持など、避難者を支援する環境を整備する必要がある。

（災害時の医療体制の強化）

- 災害時の医療確保のため、医師会、歯科医師会に対する派遣要請を行うなど災害時支援体制の強化を推進する必要がある。
- 災害時の救命医療や重篤患者の受入など拠点病院の機能を確保するため、耐震改修など所要の対策を早急に図る必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者が避難する福祉避難所として、4つの社会福祉法人が運営する施設を指定しているが、運営法人との協議を進めて、福祉避難所開設・運営に係るマニュアルを作成するとともに、人的・物的支援を更に充実する必要がある。特に、大規模な停電が発生した場合に、必要な機能が維持できるよう、非常用自家発電設備の整備等を促進する必要がある。
- 災害が発生した際に自力で避難することが困難な、要介護認定者や障がいのある方など要配慮者に対して、避難行動要支援者登録の周知徹底と、災害時の避難の支援体制づくりを進める必要がある。

【指標（現状値）】

○避難所備品の備蓄状況

段ボールベッド 730 セット (R6)

段ボールパーティション 730 セット (R6)

○町内で受診可能な診療科数 12 科 (R6)

○救急外来を実施する医療機関への支援 1 件 (R6)

○救急安心センターの開設 1 件 (R6)

○救急外来を実施する医療機関 1 件 (R6)

○福祉避難所における非常用発電設備設置数 2 件 (R6)

○避難行動要支援者名簿登録者数 935 件 (R6)

○個別支援計画作成システムの導入 導入済 (R6)

2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

（物資の供給等に係る連携体制の整備）

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、北海道、市町村、民間企業・団体等と締結している応援協定の実効性を確保するために、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行う必要がある。また、協定締結機関や団体、住民が参加する防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。

（非常用物資の備蓄促進）

- 大規模自然災害において応急物資の供給を図るため、「栗山町災害時備蓄計画」に基づき計画的な備蓄を進め、ニーズに応じた備蓄物資や備蓄量など計画を適宜見直す必要がある。
- 家庭や企業等においては、3日分（推奨は1週間分）の自発的な備蓄を促進するため、啓発活動を推進する必要がある。
- 町内会や自治会、自主防災組織においては、非常時に持ち出すには困難な物資について、備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制を構築する必要がある。
- 孤立する可能性のある地域等において、特に、積雪寒冷期においては、積雪等により物資運搬等に時間を要することも考慮し、他地域からの応援がなくても対応できる量（1週間程度）の物資の備蓄を促進し、孤立に強い地域づくりを進める必要がある。

【指標（現状値）】

- 防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関） 32件（R6）
- 災害時備蓄計画の策定 策定済（R1）
- 自主防災組織数 16組織（R6）
- 自主防災組織等活動支援補助金 2組織（R6）
- 非常用食料の備蓄状況
アルファ米 5,663食、クラッカー 5,320食、飲料水 13,584本（R6）

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

【評価結果】

（避難場所の指定・整備・普及啓発）

- 現在、12カ所の広域避難場所や16カ所の避難所を指定しているが、避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について不断の見直しを行う必要がある。

- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、地域防災マスター等と連携を図り、避難所に必要な設備の整備を進めるとともに、避難所運営マニュアルの整備や厳冬期を想定した実践的な訓練の実施などにより、「自助」「共助」の取組が最大限発揮できるよう促すことが必要である。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所について、更なる確保や要配慮者が円滑な避難を可能とする体制整備を促進する必要がある。

(避難者等の生活環境の改善)

- 避難施設における良好な生活環境を確保し災害関連死等を防止するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や、段ボールベッドおよびプライバシーに配慮したパーティションの設置など生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、十分なトイレ環境の向上を図ることが必要である。
- 避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、避難所の適切な設置・運営等に資する取組を促していく必要がある。
- 国の「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難所以外にいる避難者等の避難生活の環境改善及び質の向上を図る必要がある。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など本町の冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、停電時でも既存の暖房施設が使用できる外部電源の確保、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄や給水体制の整備、温かい食事を提供できる体制の構築などについて、民間事業者とも連携しながら避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況 28 カ所 (R6)
- 指定避難所の非常用自家発電設備の整備率 44% (R6)
- 福祉避難所の確保状況 4 カ所 (R6)
- 防寒対策用資機材の備蓄状況
 - ポータブルストーブ 27 台、毛布 1,500 枚、発電機 14 台 (R6)
 - 段ボールベッド 730 セット (R6) 段ボールパーティション 730 セット (R6)
 - 簡易トイレ便座 32 台 (R6)、簡易（携帯）トイレ 4,000 回分 (R6)

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下や警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱

【評価結果】

（災害対策本部機能等の強化）

- 「栗山町地域防災計画」の見直し、職員への研修・訓練などを通じて、災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 東日本大震災等の経験を踏まえ、市町村における消防団活動・安全マニュアルを早急に作成する必要がある。また、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っており、引き続き、地域住民の消防団活動への理解と参加促進を図る必要がある。

（業務継続体制の整備）

- 平成25年1月に策定した「栗山町ICT業務継続計画」及び、平成29年6月に策定した「栗山町業務継続計画」について、その後の災害等状況に応じた見直しを行う必要がある。

（町外の自治体との応援・受援体制の整備）

- 本町においては、南空知4市5町（夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、月形町）及び姉妹都市である宮城県角田市と「災害時相互応援に関する協定」を平成24年と平成25年に締結している。より実効性のあるものとするため、事前に応援体制を検討しておく必要がある。

（警察による警備体制の充実及び警備体制の強化）

- 発災直後の混乱期において治安が悪化しないよう、警察と関係機関・団体等との連携による警備体制の強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- 栗山町地域防災計画の見直し (R6)
- 防災拠点となる公共施設等の耐震化率 100% (R1)
- 町の災害対策本部を設置する庁舎の耐震化 対策済 (R1)
- 消防本部、消防署の耐震化率 100% (H30)
- 消防団員数 127人 (R6)
- 消防団活動・安全マニュアルの策定 未策定 (R6)
- 栗山町業務継続計画 策定済 (H29)
- 栗山町業務継続計画の見直し 未実施 (R6)

4. 経済活動の機能維持

4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

（企業立地の促進）

- 首都圏企業等のリスク分散による業務継続体制再構築の活発化による状況を踏まえ、本社機能や生産拠点等の企業立地を図るため、更なる誘致の取り組みを進める必要がある。

（企業における業務継続体制の強化）

- 北海道胆振東部地震をはじめ、全国的に自然災害が頻発する中、大災害時における経済活動の維持・継続に向け、引き続き災害発生時における町内企業の事業停止によるさまざまな影響を最小化するため、関係機関と連携し町内企業の防災・減災・BCP策定など事業継続の取り組みに対する支援を進める必要がある。

（被災企業等への金融支援）

- 災害発生に伴う経済環境の急変等により影響を受けた際に、中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るため、国や北海道において実施する金融支援の周知、啓発や「栗山町中小企業振興資金融資制度」の活用など、セーフティネット策により支援する必要がある。

4-2 町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

【評価結果】

（陸路における流通拠点の機能強化）

- 災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通業務施設などの流通拠点の耐震化等を進める必要がある。

4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

【評価結果】

（食料生産基盤の整備）

- 本町の基幹産業である農業は、地域経済を支える産業であるとともに、道内及び全国への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、町内経済のみならず、道内及び全国の食料需給に影響を及ぼすことが危惧される。こうした事態に備え、耐震化や老朽化対策等の防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

（農業の体質強化）

- 本町農業は、担い手不足等の課題を抱えており、災害発生時を含め、道内及び全国における食料の安定供給を将来にわたって行っていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保のほか、新たな技術の活用など、本町農業の持続的な発展につながる取り組みを効果的に推進する必要がある。

（町産農作物の販路拡大）

- 大規模災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産量を確保していくことが必要であり、高付加価値化とブランド化などによる販路の開拓・拡大、農産物の輸出拡大の取り組みなど、本町農業の更なる成長につながる取り組みを推進する必要がある。

（町産農作物の産地備蓄の推進）

- 大規模災害時において食料の供給を安定的に行うためには、産地における農産物の長期貯蔵など、農産物の円滑な供給に資する取り組みを進める必要がある。

【指標（現状値）】

- 農村地域防災減災事業 1 地区 完了（R3）
- 農地整備事業 5 地区（R6）

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

【評価結果】

（森林の整備・保全）

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- 森林整備事業 10ha/年（R6）
- 中山間広域組織、多面的広域組織の維持 各 1 組織（R6）

5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 防災気象情報や避難情報等の災害情報について、北海道防災情報システムをＬアラートと連動させた運用により北海道と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信連絡訓練等によりシステムの操作方法等の習熟を図る必要がある。
- 災害時の行政間の通信回線を確保するため、北海道総合行政情報ネットワークの通信基盤を計画的に更新と停電時を想定した対策が必要である。
- 災害関連情報を確実に収集し、市町村をはじめ行政機関や警察・消防を含む関係機関と共有するために必要な情報基盤の整備を促進する必要がある。

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 災害時における適切な住民安否情報の収集・提供のため、町内会や自治会、自主防災組織など地域住民が相互に連携し、避難行動要支援者名簿を活用するなど災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達のため、防災等に資する公衆無線LANの整備を促進するとともに職員の操作力の向上などを図る必要がある。また、避難勧告等の住民への情報伝達に関し、予期せぬトラブルにより障害が生じる事態を想定し、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- 災害時の情報伝達を確実にするため、FMくりやまとの連携強化など情報発信を推進する必要がある。
- デマや根拠の無い情報により住民に不安等を与えないよう、警察署や関係機関、報道機関と連携を図り、迅速で正確な情報発信が可能となる体制を構築する必要がある。

（高齢者等の要配慮者対策）

- 災害発生時の避難等に支援を要する高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため、避難行動要支援者名簿の更新・追加を定期的に行うとともに、町内会・自治会、自主防災組織などと連携・協力して個別計画の作成等を行う必要がある。

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

（地域防災活動の推進）

- 現在、栗山市街地域を中心に 16 の自主防災組織が設立され、地域における防災対策の取り組みを進めているが、全町的な設立には至っておらず、地域防災に取り組む組織化を推進する必要がある。

- 北海道の「地域防災マスター制度」による防災マスターが町内に 60 人いるが、引き続き、地域の防災活動を推進するリーダーを育成していく必要がある。
- 男性・女性の視点を反映させた防災の取り組みが重要であり、男女それぞれのリーダーを養成する必要がある。
- 様々な意思決定の場に、男女のリーダーそれぞれが参画できるよう努める必要がある。

（防災教育推進）

- 防災教育の推進は、町内会や自治会、自主防災組織などにおいて、避難所運営ゲーム（Doはぐ）の活用など、各種研修や訓練などが行われているが、災害から命を守るための「自助」の意識醸成を図るため、あらゆる機会を活用し厳冬期も想定した防災教育や啓発等の取り組みを進める必要がある。
- 児童生徒への防災教育は、啓発資料の配付や「1日防災学校」などを通じて、学校関係者も含めた防災意識の向上に向けた取り組みを進める必要がある。

【指標（現状値）】

- 自主防災組織数 16 組織（R6）
- 地域防災マスター認定研修会受講者数 63 人（R6）
- 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）改定済（R6）
- 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（洪水編）改定済（R6）
- 避難行動要支援者個別計画の作成 （R6）
- 1 日防災学校の実施 R2:0 校、R3:3 校、R4:3 校、R5:1 校、R6:4 校

5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

（再生可能エネルギーの導入拡大）

- 平成24年度より「栗山町住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度」を創設し、再生可能エネルギーの利活用を推進しているが、売電価格の低下や国の制度変更に伴い設置件数が減少傾向であり、国や北海道等の関係機関と連携を図りながら、「栗山町地球温暖化対策実行計画 区域施策編」を推進し、再生可能エネルギーの利活用の普及促進を図る必要がある。

（避難所等への石油燃料供給の確保）

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体や石油元売り団体と締結した協定が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- 住宅用太陽光発電設置件数 99 件（H24～R5）
- 災害等の発生時における北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動支援に関する協定 締結済（H22）
- 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定
- 南空知地方石油業協同組合と締結済（H29）

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の耐震化や浸水対策、老朽化対策など、計画的な整備を促進する必要がある。

（水道施設の防災機能の強化）

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点を確保するため、応急給水訓練や設備の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。
- 積雪寒冷地である本道において、水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点を確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や、水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図るとともに、災害対応を担う人材の育成を行う必要がある。

（下水道BCPの見直し）

- 「栗山町下水道業務継続計画（BCP）」は、国の BCP マニュアル改定に伴い、毎年度見直しを実施している。

（下水道施設等の耐震化、老朽化対策等）

- 今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要があるため、「栗山町下水道ストックマネジメント計画」を策定し、安定的な下水道機能の確立に努める。

【指標（現状値）】

- 上水道老朽管（耐震化）更新率 21.7%（R5）
- 浄水施設機器更新率 70%（R5）
- 栗山町下水道業務継続計画（下水道 BCP） 策定済
- 栗山町下水道ストックマネジメント計画 策定済
- 栗山町下水道ストックマネジメント計画に基づく下水道管理センター機器更新率 20.6%（R5）

5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【評価結果】

（交通ネットワークの整備）

- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを速やかに行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、重要物流道路や代替路の指定、緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

（道路施設の防災対策）

- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策は、「栗山町橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、農道施設の点検・診断結果に基づく老朽化対策を適切に推進する必要がある。
- 森林施業等の効率的な実施を目的に整備された林道等については、一部が生活道路や緊急時の迂回路などの機能を有していることから、施設点検・診断に基づく老朽化対策を適切に推進する必要がある。

（公共交通体系の維持・確保）

- 人口減少や少子高齢化、自動車保有率の増加等により、公共交通機関の利用者が減少しているが、災害時を含めた利用者の交通手段及び安全性の確保、物資等の輸送に必要な機能維持のため、公共交通ネットワークの維持・確保に関する取り組みや、利用者ニーズを把握した持続可能な公共交通体系を構築する必要がある。

【指標（現状値）】

- 橋梁長寿命化計画の策定 策定済（R1）（見直し R4）
- 橋梁の修繕率 72%（R5）
- 民間バス路線
- 栗山町地域公共交通計画 策定済（R5）

6 迅速な復旧・復興等

6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

（市街地復興計画の策定）

- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の推進を図る必要がある。

（災害廃棄物処理計画の策定）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「栗山町災害廃棄物処理等計画」を策定し、災害廃棄物の処理を体制を構築する必要がある。

【指標（現状値）】

- 栗山町災害廃棄物処理等計画の策定（R6）

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

【評価結果】

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 町と栗山建設協会において、災害時における応急対策業務に関する協定を締結している。大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助のための障害物除去や道路交通の確保等の応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業者とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

（行政職員による応援体制）

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・北海道及び市町村の行政職員の相互応援体制を強化する必要がある。

（ボランティアとの連携）

- 災害時に災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）をはじめとする関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備とボランティア支援をコーディネートする人材の育成を促進する必要がある。

（地域コミュニティ機能の維持・活性化）

- 人口減少・少子高齢化等により、生活機能や地域コミュニティ機能の低下、交通手段の不足の問題が生じている集落については、集落機能の維持・活性化に向けて、地域の実情に即した対策を検討する必要

【指標（現状値）】

- 栗山建設協会と「道路等災害時における応急工事及び復旧に関する協定」 締結済（H20）

第4章 栗山町強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「栗山町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、国、北海道、町、民間事業者等それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値は、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、町、民間事業者等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

本町の最上位計画である「栗山町第7次総合計画」で掲げる「みんなが元気なまち」の実現を図るとともに、栗山町強靱化を国・北海道の強靱化へとつなげるため、道計画で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定した。

【栗山町強靱化のための施策プログラム一覧】

- 脆弱性評価において設定した19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載
- 北海道強靱化計画等との調和を図りながら、緊急性や優先度などを総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定（各施策項目の末尾に「重点」と記載）

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）重点

- 「北海道耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標を達成するため、耐震改修に関する支援制度の運用改善など、必要に応じて関係機関が連携したきめ細やかな対策を実施する。
- 多くの住民等が利用する公共施設について、引き続き、施設に付随する工作物や非構造部材の定期的な点検により、施設全体の安全性を確保する。

（建築物等の老朽化対策）重点

- 公共建築物の老朽化対策は、「栗山町公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画等に沿って、計画的な維持管理や施設の改修を実施する。
- 公営住宅の老朽化対策は、「栗山町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理や施設更新を実施する。
- 適切な管理が行われていない空き家等の対策は、町内会・自治会等からの情報収集に努めるとともに、「栗山町空き家等対策計画」等に沿って、適正な管理の指導を実施する。
- 「栗山町空き家バンク」、「栗山町空き家利活用促進事業」などの制度周知を図るとともに、関係課と連携して空き家の利活用を促進する。
- 災害時（大規模停電時）において、福祉避難所開設に必要な電力を確保するため、自家用発電設備の整備を促進する。

（緊急輸送道路等の整備）重点

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、市街地における沿道建築物の耐震化を含め、計画的に整備を推進する。
- 「栗山町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の定期的な点検と計画的な修繕を実施する。

（地盤等の情報共有）

- 大地震による道路の液状化のリスクなど、国の重なるハザードマップなどを活用した町民への周知を図る。

（防火対策・火災予防）

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や危険物施設の安全確保等を推進する。

《指 標》

- 住宅の耐震化率 95% (R11)
- 多数の者が利用する建築物の耐震化率 95% (R11)
- 指定避難所の非常用自家発電設備の整備率 50% (R9)

《推進事業》

- 人にやさしい住宅助成事業（建設課）
- 公営住宅等整備事業（社会資本整備総合交付金）（建設課）
- 栗山町空き家住宅等安全対策事業（建設課）
- 栗山町若者移住促進事業（新築住宅取得費用助成事業・中古住宅取得費用助成事業・中古住宅リフォーム助成事業）（若者定住推進課）
- 栗山町空き家利活用促進事業（空き家リフォーム助成・空き家家財等処分助成）（若者定住推進課）
- 栗山町空き家バンク制度（若者定住推進課）
- 防災用備蓄品整備事業（総務課）
- 防災対策事業（総務課）
- 新しい地方新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）インフラ整備事業（総務課）
- 非常用自家発電設備整備事業（総務課）
- 福祉避難所整備等支援事業（総務課）
- 町道湯地継立線改築事業の促進（建設課）
- 町道南大通りの道道昇格認定（北海道）
- 町道南学田線の道道昇格認定（北海道）
- 社会資本整備総合交付金（建設課）
- 防災・安全交付金（建設課）
 - 湯地継立線（1期）改築事業 R7～R11 総事業費 8億4,500万円
 - 湯地継立線（2期）改築事業 R12～R16 総事業費 8億4,500万円
- 道路メンテナンス事業補助（建設課）
- 道路ストック修繕計画に基づく修繕工事（建設課）
 - 中央通り舗装補修事業 R6～R9 総事業費 1億3,500万円
 - 南大通り舗装補修事業 R10～R12 総事業費 7,600万円
- 3・4・8新町通街路事業（道道朝日桜丘線）（北海道）
- 主要道道恵庭栗山線馬追橋の架換え事業（錦地区）（北海道）
- 3・4・5長沼通街路事業（主要道道恵庭栗山線）（北海道）
- 錦地区特殊街路整備事業（錦地区遊歩道）（建設課）
 - R8～R10 総事業費 1億800万円
- 緊急自然災害防止対策事業
- 一般国道234号2次改築（桜丘地区～角田地区間）・バイパス道路整備（旭台地区～由仁町町道東西線区間）（国）
- 一般国道274号雨霧橋周辺整備（滝下地区）（国）
- 主要道道札幌夕張線日出地区の線形変更整備事業（北海道）
- 道道札幌夕張線跨線橋の撤去工事（大井分地区）（北海道）
- 道道鳩山継立線の線形変更整備事業（桜山地区）（北海道）
- 一般道道滝下由仁（停）線通学路歩道設置の促進（角田地区～南学田地区間）（北海道）
- 一般道道夕張長沼線整備事業（北海道）

1-2 土砂災害・火山噴火による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備等) **重点**

- 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定箇所や土砂災害のおそれがある区域についての危険周知など、警戒避難体制の更なる強化を進める。
- 火山噴火警戒情報について、降灰による住民の生活や健康への影響等を勘案しながら、注意喚起等の方法の検討を進める。

《指 標》

- 土砂災害警戒区域 現状維持 (R9)
- 土砂災害特別警戒区域 現状維持 (R9)

《推進事業》

- 治山事業 (北海道)
- 防災対策事業 (総務課)

1-3 突発的又は広域的な洪水やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(洪水ハザードマップ等の活用) **重点**

- 洪水ハザードマップを有効活用し、平時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養うことで水災時における住民の円滑かつ迅速な避難体制の構築を図る。
- 各地域や防災関係機関・団体との協議・調整を行いながら、本町の実情を踏まえたタイムラインの作成を進める。

(河川改修等の治水対策) **重点**

- 国・北海道の管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道掘削、築堤整備等の治水対策について、引き続き整備促進を要望する。
- 町河川について、浚渫計画に基づき、計画的に実施する。
- 樋門、樋管管理について、施設の定期的な点検を行い、異常時は速やかに北海道へ報告し、適切な維持管理を行う。
- ゲリラ豪雨等の大雨による浸水被害を軽減するため、雨水管渠等の下水道施設の整備を促進する。

(ダムの防災対策)

- 栗山ダムの治水効果を発揮するため、ダム本体の改良整備や管理用制御装置等の機器の修繕・更新などダム施設の適切な維持管理を北海道と連携して実施する。

（ため池の防災対策）

- 大規模地震や豪雨等を起因とした農業用ため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、作成した「ため池ハザードマップ」の町民周知を促進する。
- 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害防止に努める。

《指 標》

- 洪水ハザードマップに基づく防災訓練 実施（R8）
- 洪水ハザードマップの改定 （R10）
- 栗山版タイムラインの作成 実施（R9）

《推進事業》

- 防災訓練実施事業（総務課）
- 自主防災組織設置事業（総務課）
- 農村地域防災減災事業（建設課）
- 緊急浚渫推進事業（時登川・杵臼川）（建設課）
- 国直轄河川夕張川河川改修事業の推進（国）
- 道管理河川雨煙別川、ポンウエンベツ川河川改修事業の推進（北海道）
- 道管理河川阿野呂川、ポンアノロ川河川改修事業の推進（北海道）
- 公共下水道の促進（上下水道課）
- 栗山ダム管理費負担金（上下水道課）
- 栗山ダム総合流域防災事業負担金（上下水道課）

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

（暴風雪時における道路管理体制の強化）**重点**

- 暴風雪時における通行規制等のリアルタイム情報を、国・北海道と共有して速やかに住民周知する仕組みを構築するとともに、町広報やホームページなどにより、暴風雪時の対応についての意識啓発を図る。

（防雪施設の整備）

- 要対策箇所の確認等を含め、必要に応じて整備を推進する。

（除排雪体制の確保）**重点**

- 適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時においては、各管理者（国・北海道・町）による情報共有、連携を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路等の除雪を優先的に実施する。
- 将来的にも安定的な除雪体制が確保できるよう、除雪機械の計画的な更新を行う。

（高齢者世帯等に対する支援）

- 自力での除雪が困難な高齢者や障がい者世帯に対して、玄関先や間口除雪に対する経済的支援を行い、負担の軽減を図る。

《指 標》

- 除排雪機械保有台数 現状維持（R6）

《推進事業》

- 町道除排雪事業（建設課）
- 道路除雪事業（社会資本整備総合交付金）（建設課）
- 除雪機械（防災・安全交付金）（建設課）
- 人にやさしい「愛らぶ」活動事業（除雪）（栗山町社会福祉協議会）
- 高齢者除雪サービス事業（福祉課）
- 障がい者除雪サービス事業（福祉課）

2. 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

（関係行政機関の連携体制整備）

- 防災関係機関や男女共同参画など多様な視点を反映するための委員で構成する「栗山町防災会議」による情報共有を促進し、地域防災計画に基づき、防災総合訓練などを通じて、消防、警察、自衛隊など関係行政機関の連携体制を強化し、災害対応の実効性を確保する。

（救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備）

- 災害対応能力の強化に向け、消防機関における情報基盤、災害用資機材等の更新・配備、消防団の装備の充実を、災害用資機材整備計画を策定して計画的に行う。

（消防団活動の促進）

- 地域防災の中核的な存在として災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。

（防疫対策）

- 災害発生時における感染症の発生や拡大を防ぐため、救急隊員等の防疫対策を推進する。

《指 標》

- 総合防災訓練の実施件数 現状維持
- 消防団員数 136 人 (R10)
- 消防訓練参加者（現地教育、演習、機関員訓練） 1,500 人 (R10)
- 消防車両の配備状況（消防車、高規格救急車） 14 台 (R10)
- 災害用資機材整備計画 策定 (R8)
- 6 種混合ワクチン接種（麻しん、風しん、水痘、流行性耳下腺炎、破傷風、B 型肝炎）
全救急隊員 25 人 (R8)

《推進事業》

- 防災訓練実施事業（総務課）
- 消防団員加入促進事業（南空知消防組合消防署）
- 緊急消防援助隊設備整備事業（南空知消防組合消防署）
- 消防力強化対策（南空知消防組合消防署）

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

（防疫対策）

- 災害発生時における感染症の発生や拡大を防ぐため、消毒、駆除など災害時の防疫対策及び環境衛生を推進する。

（避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）

- 保健医療サービスの提供や衛生的な生活環境の維持、災害情報や安否確認等の情報支援など、避難者を支援する環境を整備する。

（災害時の保健医療体制の強化）**重点**

- 町内医療機関の災害対応力の向上を図るため、関係機関との連携を図る。
- 町内医療機関における災害時の救命医療、重篤患者の受入等の機能を確保する。

（災害時における福祉的支援）**重点**

- 災害時において、要配慮者が安全かつ円滑に避難ができるよう、福祉避難所開設・運営に係るマニュアルを作成するとともに、人的・物的支援を実施できる体制整備を推進する。また、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先の確保に努める。
- 大規模な停電が発生した場合に、福祉避難所としての機能が維持できるよう、運営法人が実施する非常用自家発電設備整備に対し支援を行う。
- 避難行動要支援対象者に定期的な周知及び名簿登録の促進を図り、避難支援者（南空知消防組合消防署、栗山警察署、民生委員・児童委員、栗山町社会福祉協議会、町内会・自治会）との情報共有、連携体制の充実を図る。

《指 標》

○避難所備品の備蓄状況

段ボールベッド 730 セット 現状維持 (R9)

パーティション 730 セット 現状維持 (R9)

○町内で受診可能な診療科数 12 科

○福祉避難所における非常用発電設備設置数 3 施設 (R9)

《推進事業》

○防災用備蓄品整備事業（総務課）

○救急医療事業（福祉課）

○地域医療機能確保事業（福祉課）

○栗山赤十字病院設備整備事業（福祉課）

○福祉避難所整備等支援事業（総務課）

○地域介護・福祉空間整備等施設整備（福祉課）

○社会福祉施設等施設整備（福祉課）

○避難行動要支援者登録事業（福祉課・総務課）

2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

（物資供給等に係る連携体制の整備）**重点**

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道、市町村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しや応援協定締結の促進を図る。

（非常用物資の備蓄促進）**重点**

- 大規模災害時において、住民ニーズ等の把握に努め、必要な備蓄物資の内容（種類）や備蓄量を精査し、「栗山町災害時備蓄計画」を見直すとともに、計画的な備蓄を実施する。
- 家庭や企業等における災害時の備えとして、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品などの非常備蓄品や避難所等での生活に必要な、懐中電灯や携帯ラジオ、お薬手帳と定期的に服用している医薬品、応急医薬品、防寒着などの非常時持出品を平時より備蓄しておくことのほか、非常用電源の確保が重要であり、SNS等を活用するなど啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取組を促進する。
- 町内会や自治会、自主防災組織において、非常時に持ち出すには困難な物資の備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制の構築を促進する。

- 地域づくり総合交付金などの活用や民間事業者等との協定などを通じ、要配慮者向けも含めた非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。
- 孤立する可能性のある地域について、積雪寒冷期による積雪等により、物資運搬等に時間を要することも考慮し、孤立地域となった場合に他地域からの応援がなくても対応できる量である１週間程度の物資の備蓄をするなど、孤立に強い地域づくりをするため、備蓄体制の構築を促進する。

《指 標》

- 防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関） 37 件（R9）
- 非常用食料の備蓄状況
アルファ米 4,500 食、クラッカー 4,500 食、飲料水 13,500 本（R 6～10）
- 自主防災組織数 23 組織（R12）

《推進事業》

- 防災用備蓄品整備事業（総務課）
- 自主防災組織等活動支援補助金（総務課）

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

（避難所等の指定・整備・普及啓発）**重点**

- 災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、実践的な訓練を行うなど、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施する。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や機能整備を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。
- 被災市町村内で生活環境の整った避難所が十分に確保出来ない場合実施する広域避難について、国の検証や制度改正の動きを踏まえつつ、広域避難を実施する際の手順や留意点等を検討する。

（避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）**重点**

- 炊き出し等による適温食の提供や、段ボールベッド及びプライバシーに配慮したパーティションの設置、ポータブルトイレの活用やトイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。

- 感染症の感染拡大時における感染防止策にも配慮した上で連携し、避難所等の衛生管理や健康管理のため、消毒液の確保・散布、健康相談の実施、入浴の支援、水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策、ゴミ収集対策等、被災地域の衛生環境維持対策を促進する。

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）重点

- 指定避難所等における冬季防寒対策として、「栗山町災害時備蓄計画」に基づき毛布、発電機、ストーブ等の暖房器具の備蓄を促進する。
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。

《指 標》

- 防寒対策用資機材の備蓄状況
 - ポータブルストーブ 27 台、毛布 1,500 枚、発電機 16 台 (R9)
 - 段ボールベッド 730 セット (R9) 段ボールパーティション 730 セット (R9)
 - 簡易トイレ便座 32 台 (R9)、簡易（携帯）トイレ 16,000 回分 (R9)
 - ラップ式トイレ 9 台 (R9)
- 冬季避難訓練（総務課） (R7)

《推進事業》

- 防災用備蓄品整備事業（総務課）
- 防災訓練実施事業（総務課）

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下や警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱

（災害対策本部機能等の強化）重点

- 災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図るため、「栗山町地域防災計画」の見直しや職員への研修・訓練などを行う。
- 地域防災の中核的存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っている消防団員の加入や機能強化を促進する。

（業務継続体制の整備）重点

- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設や、「栗山町 ICT 業務継続計画」及び、「栗山町業務継続計画」の見直しを行う。

（町内外の自治体との応援・受援体制の整備）重点

- 南空知 4 市 5 町（夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、月形町）及び姉妹都市である宮城県角田市と締結した「災害時相互応援に関する協定」に基づき、応援体制の整備など、実効性ある体制を構築する。

(警察による警備体制の充実及び警備体制の強化)

- 発災直後の混乱期において治安が悪化しないよう、警察と関係機関・団体等との連携による警備体制の強化を推進する。

《指 標》

- 栗山町地域防災計画の見直し (R9)
- 職員に対する防災訓練 1 回/年 (R6~12)
- 消防団員数 136 人 (R10)
- 消防団活動・安全マニュアル 策定 (R8)
- 栗山町 ICT 業務継続計画の見直し (R7)
- 栗山町業務継続計画の見直し (R8)
- 重要システムのデータをクラウドへ移行 (R7)

《推進事業》

- 防災訓練実施事業 (総務課)
- 消防団員加入促進事業 (南空知消防組合消防署)
- 消防団活動・安全マニュアル策定事業 (南空知消防組合消防署)
- 広域連携加速化事業 (総務課)
- 自治体システム標準化移行事業 (総務課)

4. 経済活動の機能維持

4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(リスク分散を重視した企業立地の促進) 重点

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の町内移転、立地に向け、町の認知度向上や立地条件の PR などを行い、企業誘致の取り組みを進める。

(企業における業務継続体制の強化)

- 関係機関と連携し町内企業の防災・減災・BCP 策定など事業継続の取り組みへの周知、啓発などを進める。

(被災企業等への金融支援)

- 災害発生により影響を受けた中小企業者等に、国・北海道が実施する金融支援制度や「栗山町中小企業振興資金融資制度」などセーフティネット策を周知し、事業の早期復旧や経営の安定を図るため、必要な支援を実施する。

《推進事業》

- 中小企業振興資金融資事業 (ブランド推進課)

4-2 町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

（陸路における流通拠点の機能強化）**重点**

- 広大な北海道では、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であることから、その機能強化や耐災害性を高める取組を進める。

4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

（食料生産基盤の整備）**重点**

- 厳しい環境にある農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農業経営に資する取組を推進する。
- 全国への食料供給基地として重要な役割を担う農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化等の防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実に推進する。

（農業の体質強化）

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保する必要があることから、経営安定対策や担い手の育成確保、主要農作物等の種子の安定供給、ロボット、AI、IoTの活用など持続的な経営に資する取組を推進する。

（町産農産物の販路拡大）

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時から一定の生産量を確保していくことが重要であることから、高付加価値化などによる販路の開拓・拡大に向けた取組を支援する。

（町産農作物の産地備蓄の推進）**重点**

- 産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。

【指標（現状値）】

- 農村基盤整備事業（R12）

《推進事業》

- 農業振興公社事業（産業振興課）
- 農業教育振興会事業（産業振興課）
- 農業次世代人材投資事業（産業振興課）
- 経営開始支援資金（産業振興課）
- 経営開始資金（産業振興課）
- 経営発展支援事業（産業振興課）
- 経営所得安定対策直接支払事業（産業振興課）
- 中山間地域等直接支払事業（産業振興課）
- 環境保全型農業直接支払事業（産業振興課）
- 多面的機能支払事業（産業振興課）
- グリーン・ツーリズム推進事業（産業振興課）
- ICT 農業経営支援事業（産業振興課）
- 農業6次産業化支援事業（産業振興課）
- 農地整備事業（建設課）
- 農村基盤整備事業（建設課）
- 農村地域防災減災事業（建設課）

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

（森林の整備・保全）**重点**

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める。

（農地・農業水利施設等の保全管理）**重点**

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

《指 標》

- 森林整備事業 現状維持（R7～R12）
- 中山間広域組織、多面的広域組織の維持 現状維持（R7～R12）

《推進事業》

- 町有林保育管理事業（産業振興課）
- 造林事業（産業振興課）
- 豊かな森づくり推進事業（産業振興課）
- 中山間地域等直接支払事業（産業振興課）
- 多面的機能支払事業（産業振興課）

5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

（関係機関の情報共有化）**重点**

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、関係機関から災害対策本部への現地情報連絡員（リエゾン）の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、衛星無線回線の更新整備などを行う。

（住民等への情報伝達体制の強化）**重点**

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、「栗山町地域防災計画」や避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の見直しを行う。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線の整備を促進するとともに、防災等に資する公衆無線LAN機能の整備、北海道防災情報システムとLアラート（災害情報共有システム）の連携強化と職員の操作能力の向上、災害情報伝達手段の多重化を促進する。
- 住民への情報伝達の充実を図るため、町内会や自治会、自主防災組織等との災害時情報伝達網を構築する。
- FMくりやまと連携し災害情報を放送するとともに、災害時に自動起動する緊急告知FMラジオの配付や、栗山町防災情報メールの登録などにより、災害時における住民への情報伝達手段の拡充を図る。

（高齢者等の要配慮者対策）**重点**

- 要配慮者に対する災害発生時の避難等を迅速かつ適切に行うため、避難行動要支援者個別避難計画の作成を促進する。

（地域防災活動の推進）**重点**

- 自主防災組織等活動支援補助事業の活用について周知を図り、自主防災組織が設置されていないまちづくり協議会、町内会・自治会等への設置推進や地域防災の取り組みを推進する。

- 北海道の地域防災マスター認定研修会の受講を促進し、地域防災に係るリーダーを育成する。
- 男性・女性の視点を反映させた防災の取り組みが重要であり、男女それぞれのリーダーの養成を推進する。
- 様々な意思決定の場に、男女のリーダーそれぞれが参画できる環境づくりを推進する。

(防災教育推進) **重点**

- 町内会や自治会、自主防災組織などにおける、避難所運営ゲーム（Doはぐ）などを活用した、各種研修や訓練等の実施を引き続き推進する。
- 学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上を図る「1日防災学校」を実施する。

《指 標》

- 自主防災組織数 23 組織 (R12)
- 地域防災マスター認定研修会受講者数 75 人 (R9)
- 避難行動要支援者個別避難計画の作成 作成 (R6～12)
- 1 日防災学校の実施 (R6～12)

《推進事業》

- 自主防災組織設置事業（総務課）
- 自主防災組織等活動支援補助金（総務課）
- 北海道総合行政情報ネットワーク衛生無線回線整備工事（北海道）
- 都市再生整備計画（中心市街地地区）事業（コミュニティ FM 局）
- 1 日防災学校事業（総務課）
- FM くりやまとの連携事業（総務課）

5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大) **重点**

- 「栗山町地球温暖化対策実行計画 区域施策編」に基づき、再生可能エネルギーの利活用を推進する。
- 太陽光発電システム等再生可能エネルギーを導入する町民・事業者を支援する。

(電力基盤等の整備)

- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、非常時にも対応可能な設備の導入・普及に努めるとともに、電源の多様化を促進する。

(石油燃料供給の確保)

- 南空知地方石油業協同組合と締結している、災害時における石油類燃料の供給等に関する協定が有効に機能するよう連携強化を図るとともに、組合未加盟の石油販売業者の団体や石油元売り団体との協定締結を進める。

《指 標》

- 小規模太陽光発電システム等設置費の助成件数
 - ・住宅用太陽光発電システム 120 件 (H24～R12)
 - ・定置用蓄電池 64 件 (R5～R12)
- 栗山町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進 (R12)
- 災害時の燃料等供給協定の締結 1 事業者 締結済み (R4)

《推進事業》

- 小規模太陽光発電設備等設置費補助金（環境政策課）
- 地球温暖化対策実行計画 区域施策編（環境政策課）
- 防災用備蓄品整備事業（総務課）

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

（水道施設の耐震化、老朽化対策等）**重点**

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の耐震化や浸水対策、老朽化対策など、「水道ビジョン計画」に基づき計画的な整備を促進する。

（水道施設の防災機能の強化）**重点**

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点を確保するため、応急給水訓練や設備の整備を進め、防災機能を強化する。

（下水道 BCP の見直し）

- 国のマニュアル改定が示された時に適宜改定を実施する。

（下水道施設等の耐震化、老朽化対策等）**重点**

- 災害時においても下水道機能を確保するため、管渠や処理場ポンプ場など下水道施設の耐震化や浸水対策、老朽化対策など、「栗山町下水道ストックマネジメント計画」に基づき計画的な整備を促進する。

《推進事業》

- 水道老朽管更新事業（上下水道課）
- 浄水場機器更新事業（上下水道課）
- 下水道管理センター機器更新事業 ※防災・安全交付金（下水道事業）（上下水道課）

5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(交通ネットワークの整備) **重点**

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、必要に応じて、幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、緊急輸送道路、避難路等の整備を推進する。

(道路施設の防災対策) **重点**

- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。
- 森林施業等の効率的な実施を目的に整備された林道、林道橋については、一部が生活道路や緊急時の迂回路などの機能を有していることから、施設点検・診断に基づく老朽化対策を適切に推進する。

(公共交通体系の維持・確保)

- 鉄道利用者の安全性の確保や物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による鉄道施設の耐災害性の確保のほか、国、北海道、町、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、鉄道機能の維持・確保に向けた取り組みを進める。
- バス事業者とも連携・協調しながら、利用者ニーズを踏まえた効率的かつ利便性の高い路線バスの運行体制の維持・確保に向けた取り組みを進める。
- 作成した「栗山町地域公共交通計画」を基に、災害時においても十分に機能する、まちづくりと連動した地域公共交通体系を構築する。

《指 標》

- 橋梁長寿命化修繕計画 次期見直し (R12)
- 橋梁の修繕率 100% (R11)
- バス路線 現状維持
- 鉄路 民間1路線
- バス路線 町営バス9路線
- 栗山町地域公共交通計画 策定済 (R5)

《推進事業》

- 社会資本整備総合交付金（建設課）
- 防災・安全交付金（建設課）
 - 湯地継立線（1期）改築事業 R7～R11 総事業費 8億4,500万円
 - 湯地継立線（2期）改築事業 R12～R16 総事業費 8億4,500万円
- 特定道路事業交付金（建設課）
- 大規模修繕・更新補助事業（国）
- 土砂災害対策道路事業補助（建設課）
- 道路メンテナンス事業補助（建設課）
- 町営バス運行事業（建設課）
- 地域公共交通確保維持改善事業（経営企画課）
- 北海道鉄道利用促進環境整備交付金（経営企画課）
- 道路ストック修繕計画に基づく修繕工事（建設課）
 - 中央通り舗装補修事業 R6～R9 総事業費 1億3,500万円
 - 南大通り舗装補修事業 R10～R12 総事業費 7,600万円
- 錦地区特殊街路整備事業（錦地区遊歩道）（建設課）
 - R8～R10 総事業費 1億800万円
- 緊急自然災害防止対策事業（建設課）

6 迅速な復旧・復興等

6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

（市街地復興計画の策定）

- 復興事前準備のため事前復興まちづくり計画の策定を推進する。

（災害廃棄物処理計画の策定）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、「栗山町災害廃棄物処理等計画」を策定する。

【指標（現状値）】

- 栗山町災害廃棄物処理等計画の策定（R6 策定済）

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 町と栗山建設協会において締結した災害時における応急対策業務に関する災害協定に基づき、大規模災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保等の応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業者との一層の連携体制強化を図る。

（行政職員等の活用促進）

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、北海道及び道内市町村との職員派遣による相互応援体制を確保するとともに、被災時における受援体制の整備に向けた取り組みを推進する。

（ボランティアとの連携）

- NP0 やボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、栗山町社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、災害ボランティアセンターの設置・強化や NP0 やボランティアの受入体制の整備、人材の育成等を促進する。

（地域コミュニティ機能の維持・活性化）

- 地域づくり活動や地域コミュニティ機能の強化を図るため、町内会・自治会、まちづくり協議会等の活動に対する必要な支援を行う。

《推進事業》

- まちづくり地域支援（経営企画課）
- まちづくり地域交付金（経営企画課）
- 地域集会施設建設補助（経営企画課）

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

本計画は、「栗山町総合計画」との整合性を図り策定しているもので、第8次総合計画策定時にあわせて所要の見直しを行うものとし、推進期間を令和7年度から令和12年度までとする。

また、基本計画及び道計画との調和や社会情勢の変化等に対応するため、計画期間中においても必要に応じて推進事業の見直しや新たな設定を行い、整合性を図るものとする。

2 計画の推進方法

2-1 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行う必要がある。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策ごとの推進管理に必要な事項 》

- 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、北海道の関係部局
- 計画期間における施策推進の工程
- 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- 当該年度における予算措置状況
- 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- 指標の達成状況 等

2-2 PDCA サイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・北海道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、栗山町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表 1】 栗山町強靱化のための推進事業一覧

所管課	推進事業名	リスクシナリオ
総務課	防災用備蓄品整備事業	1-1、2-2、2-3、2-4、5-3
	防災対策事業	1-1、1-2
	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）インフラ整備事業	1-1
	非常用自家発電設備整備事業	1-1
	福祉避難所整備等支援事業	1-1、2-2
	防災訓練実施事業	1-3、1-4、3-1
	自主防災組織設置事業	1-3、5-1
	避難行動要支援者登録事業	2-2
	自主防災組織等活動支援補助金	2-3、2-4、5-1
	広域連携加速化事業	3-1
	自治体システム標準化移行事業	3-1
	北海道総合行政情報ネットワーク衛生無線回線整備工事	5-1
	1日防災学校事業	5-1
	FM くりやまとの連携事業	5-1
経営企画課	地域公共交通確保維持改善事業	5-4
	北海道鉄道利用促進環境整備交付金	5-4
	まちづくり地域支援	6-2
	まちづくり地域交付金	6-2
	地域集会施設建設補助	6-2
環境政策課	小規模太陽光発電設備等設置費補助金	5-2
	地球温暖化対策実行計画 区域施策編	5-2
福祉課	高齢者除雪サービス事業	1-4
	障がい者除雪サービス事業	1-4
	救急医療事業	2-2
	地域医療機能確保事業	2-2
	栗山赤十字病院設備整備事業	2-2
	福祉避難所整備等支援事業	2-2
	地域介護・福祉空間整備等施設整備	2-2
	社会福祉施設等施設整備	2-2
	避難行動要支援者登録事業	2-2
若者定住推進課	栗山町若者移住促進事業（新築住宅取得費用助成事業・中古住宅取得費用助成事業・中古住宅リフォーム助成事業）	1-1
	栗山町空き家利活用促進事業（空き家リフォーム助成・空き家家財等処分助成）	1-1
	栗山町空き家バンク制度	1-1
産業振興課	治山事業 道事業	1-2
	農業振興公社事業	4-3

	農業教育振興会事業	4-3
	農業次世代人材投資事業	4-3
	経営開始支援資金	4-3
	経営開始資金	4-3
	経営発展支援事業	4-3
	経営所得安定対策直接支払事業	4-3
	中山間地域等直接支払事業	4-3、4-4
	環境保全型農業直接支払事業	4-3
	多面的機能支払事業	4-3、4-4
	グリーン・ツーリズム推進事業	4-3
	ICT 農業経営支援事業	4-3
	農業 6 次産業化支援事業	4-3
	町有林保育管理事業	4-4
	造林事業	4-4
	豊かな森づくり推進事業	4-4
ブランド推進課	中小企業振興資金融資事業	4-1
	FM くりやまとの連携事業	5-1
建設課	人にやさしい住宅助成事業	1-1
	栗山町空き家住宅等安全対策事業	1-1
	町道湯地継立線改築事業の促進	1-1
	社会資本整備総合交付金 公営住宅等整備事業あり、道路除排雪事業あり	1-1 1-4 5-4
	公営住宅等整備事業	
	道路除排雪事業	
	防災・安全交付金	
	除雪機械	
	道路事業	1-1 1-4 5-4
	湯地継立線（1期）改築事業 R7～R11 総事業費 8 億 4,500 万円	
	湯地継立線（2期）改築事業 R12～R16 総事業費 8 億 4,500 万円	
	道路メンテナンス事業補助	1-1、5-4
	道路ストック修繕計画に基づく修繕工事	1-1、5-4
	中央通り舗装補修事業 R6～R9 総事業費 1 億 3500 万円	
	南大通り舗装補修事業 R10～R12 総事業費 7,600 万円	1-1
	錦地区特殊街路整備事業（錦地区遊歩道） R8～R10 総事業費 1 億 800 万円	
	農村地域防災減災事業	1-3
	緊急浚渫推進事業	1-3
	緊急自然災害防止対策事業	1-3

	町道除排雪事業	1-4
	農地整備事業	4-3
	農村基盤整備事業	4-3
	農村地域防災減災事業	4-3
	特定道路事業交付金	5-4
	土砂災害対策道路事業補助	5-4
	町営バス運行事業	5-4
上下水道課	公共下水道の促進	1-3
	栗山ダム管理費負担金	1-3
	栗山ダム総合流域防災事業負担金	1-3
	水道老朽管更新事業	5-3
	浄水場機器更新事業	5-3
	防災・安全交付金 (下水道管理センター機器更新事業)	5-3
南空知消防組合消防署	消防団員加入促進事業	2-1
	緊急消防援助隊設備整備事業	2-1
	消防力強化対策	2-1
	消防団員加入促進事業	3-1
	消防団活動・安全マニュアル策定事業	3-1

【別表 2】国土強靱化関係補助金・交付金事業一覧

省庁名	NO	交付金・補助金名等	対象となる交付・補助対象事業
内閣府	1	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）インフラ整備事業	新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金
警察庁	2	都道府県警察施設整備費補助金（一般施設整備費補助金）	庁舎等整備事業
	3	都道府県警察施設整備費補助金（交通安全施設等整備費補助金）	災害に備えた交通安全施設等の整備事業
こども家庭庁	4	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉施設等整備事業
	5	就学前教育・保育施設整備交付金	就学前教育・保育施設整備交付金
総務省	6	放送ネットワーク整備支援事業費補助金	放送ネットワーク整備支援事業費補助金
			ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業
	7	無線システム普及支援事業費等補助金	地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業
			民放ラジオ難聴解消支援事業
	8	消防防災施設整備費補助金	消防防災施設整備費補助金
文部科学省	9	緊急消防援助隊設備整備費補助金	緊急消防援助隊設備整備費補助金
	10	学校施設環境改善交付金	学校施設環境改善交付金
	11	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業
			国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業（耐震診断）
			伝統的建造物群基盤強化事業
			歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業
			国宝・重要文化財等美術工芸品保存修理抜本強化事業
	12	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金	重要文化財等防災施設整備事業
厚生労働省	13	地方改善施設整備費補助金	隣保館等施設整備費補助金
	14	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金
	15	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉施設等施設整備費補助金
	16	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
農林水産省	17	強い農業づくり総合支援交付金	強い農業づくり総合支援交付金（卸売市場施設整備）
	18	農村地域防災減災事業	農村地域防災減災事業
	19	農山漁村地域整備交付金	農山漁村地域整備交付金
	20	農業水路等長寿命化・防災減災事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業
	21	農山漁村振興交付金	地域資源活用価値創出対策のうち地域活性化型
			地域資源活用価値創出対策のうち創出支援型
			地域資源活用価値創出対策のうち産業支援型
			地域資源活用価値創出対策のうち定住促進・交流対策型
			地域資源活用価値創出対策のうち農泊推進型
			地域資源活用価値創出対策のうち農福連携型

			中山間地農業推進対策
			山村活性化対策
			最適土地利用総合対策
			情報通信環境整備対策
			都市農業機能発揮対策
	22	鳥獣被害防止総合対策交付金	鳥獣被害防止総合支援事業
	23	治山事業	緊急予防治山事業
	24	森林整備事業	林道整備事業（うち山村強靱化林道整備）
	25	林業・木材産業循環成長対策	山村地域の防災・減災対策
	26	森林・山村地域活性化振興対策	里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金
	27	水産基盤整備事業（水産物供給基盤整備事業費補助・水産資源環境整備事業費補助・漁村総合整備事業費補助）	水産流通基盤整備事業・水産物供給基盤機能保全事業・漁港施設機能強化事業・水産生産基盤整備事業・漁村総合整備事業
	28	浜の活力再生・成長促進交付金	浜の活力再生・成長促進交付金
	29	漁港機能増進事業	漁港機能増進事業
	30	海岸保全施設整備事業	海岸保全施設整備事業（農地海岸） 海岸保全施設整備事業（漁港海岸）
経済産業省	31	石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金	災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費 離島・ＳＳ過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業費 過疎地等における石油製品の流通体制整備事業 地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費 燃料供給に関する計画策定支援事業
国土交通省	32	防災・安全交付金	道路事業 港湾事業 河川事業（その他総合的な治水事業を含む） 砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他総合的な治水事業 水道・下水道事業 海岸事業 都市再生整備計画事業 都市公園・緑地等事業 市街地整備事業＜都市防災推進事業＞ 市街地整備事業＜都市再生区画整理事業＞ 市街地整備事業＜市街地再開発事業等＞ 市街地整備事業＜都市・地域交通戦略推進事業＞ 地域住宅計画に基づく事業 住環境整備事業
	33	住宅市街地総合整備促進事業費補助	密集市街地総合防災事業 空き家対策総合支援事業 地域居住機能再生推進事業 住宅・建築物防災力緊急促進事業

	34	港湾改修費補助	港湾改修費補助事業（港湾メンテナンス事業含む）
	35	海岸保全施設整備事業費補助	海岸保全施設整備連携事業 海岸メンテナンス事業 津波対策緊急事業
	36	地籍調査費負担金	地籍調査費負担金
	37	地籍整備推進調査費補助金	地籍整備推進調査費補助金
	38	特定洪水対策等推進事業費補助	事業間連携河川事業 大規模特定河川事業 河川メンテナンス事業
	39	特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助	特定都市河川浸水被害対策推進事業
	40	堰堤改良費補助	ダムメンテナンス事業
	41	特定土砂災害対策推進事業費補助	事業間連携砂防等事業 大規模特定砂防等事業 砂防メンテナンス事業 まちづくり連携砂防等事業
	42	下水道防災事業費補助	下水道防災事業
	43	水道施設整備費補助	水道水源開発等施設整備費補助事業
	44	都市安全確保促進事業費補助金	都市安全確保促進事業
	45	無電柱化推進事業費補助	無電柱化推進計画事業
	46	道路交通安全施設等整備事業費補助	道路交通安全施設等整備事業
	47	道路更新防災等対策事業費補助	道路更新防災等対策事業
	48	地域連携道路事業費補助	地域連携道路事業
	49	交通連携道路事業費補助	交通連携道路事業
	50	道路交通円滑化事業費補助	交通円滑化事業
	51	空港整備事業費補助金	空港整備事業
	52	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業
環境省	53	自然環境整備交付金	国立公園整備事業 国定公園等整備事業
	54	環境保全施設整備交付金	国立公園整備事業
	55	循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）	浄化槽設置整備事業 公共浄化槽等整備推進事業
	56	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
	57	循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分）	循環型社会形成推進交付金事業
	58	廃棄物処理施設整備交付金（大規模災害に備えた廃棄物処理体制拠点整備事業）	廃棄物処理施設整備交付金事業

【参考 1】用語の説明

用 語	意 味
国土強靱化	強くてしなやかな国をつくること。また、日本の産業競争力の強化、安全・安心な生活づくり、それを実現する人の力を創ること
栗山町強靱化	大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取り組みのこと
栗山町地域防災計画	防災の万全を期すことを目的に、地域に係る防災に関し災害予防、災害応急対策及び災害普及等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関が全力をあげて住民の生命、財産などを災害から保護するための事項を定めた計画のこと
栗山町第 7 次総合計画	まちの目指すべき将来像を定め、福祉・教育・産業振興・住環境づくりなど、今後 8 年間、町が進める全ての政策の根拠となる最上位計画のこと
サプライチェーン	個々の企業の役割分担に関わらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がりのこと
リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」	想定する損失や被害の内容（種類や範囲、程度など）と、時間経過に伴う損失や被害状況の推移のこと
ハザードマップ	大規模自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生日点、被害の拡大範囲及び被害程度、更には避難経路、避難場所等の情報が既存の地図上に図示されている
ICT	情報や通信に関連する科学技術の総称のこと。特に、電気、電子、磁気、電磁波等の物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと
避難行動要支援者	災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障がい者、難病患者等の災害弱者のこと
土砂災害警戒区域	知事等が、土砂災害により住民の生命等に危害が生じるおそれがあると認めた土地のこと
PDCA サイクル	Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の 4 段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善する手法のこと

第 2 期 栗山町国土強靱化地域計画

[令和 7 年度～令和 12 年度]

令和 7 年 3 月発行

栗山町総務課

〒069-1513 夕張郡栗山町松風 3 丁目 252 番地

電 話：0123 - 72 - 1111（代表）

F A X：0123 - 72 - 3179

メー ル：kouhoubousaijouhou-g@town.kuriyama.hokkaido.jp